

太子町告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、太子都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供する。

令和7年3月6日

太子町長

高 梨 哲 彦



1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

（1）近隣商業地域

ア 追加する部分

久慈郡 太子町大字太子字瀬戸田、横谷河原の各一部

イ アに係る規制の内容

建蔽率 80%以下、容積率 200%以下

（2）第一種住居地域

ア 削除する部分

久慈郡 太子町大字太子字瀬戸田、横谷河原の各一部

3 縦覧場所

太子町役場建設課

大子都市計画用途地域の変更（大子町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

(大子町)

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 31 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	—	—	10 m	割合
小 計	約 31 ha						約 33.4 %
第二種低層住居 専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計							
第一種中高層住 居専用地域	約 8.9 ha 約 5.9 ha	15 / 10 以下 20 / 10 以下	6 / 10 以下 6 / 10 以下	— —	— —	— —	約 9.7 % 約 6.5 %
小 計	約 15 ha						約 16.2 %
第二種中高層住 居専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計							
第一種住居地域	約 24 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 24 ha						約 25.9 %
第二種住居地域	約 8.8 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 8.8 ha						約 9.5 %
準住居地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計							
田園住居地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計							
近隣商業地域	約 7.0 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 7.0 ha						約 7.6 %
商業地域	約 6.9 ha	40 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 6.9 ha						約 7.4 %
準工業地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計							
工業地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計							
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計							
合 計	約 93 ha						100.0 %

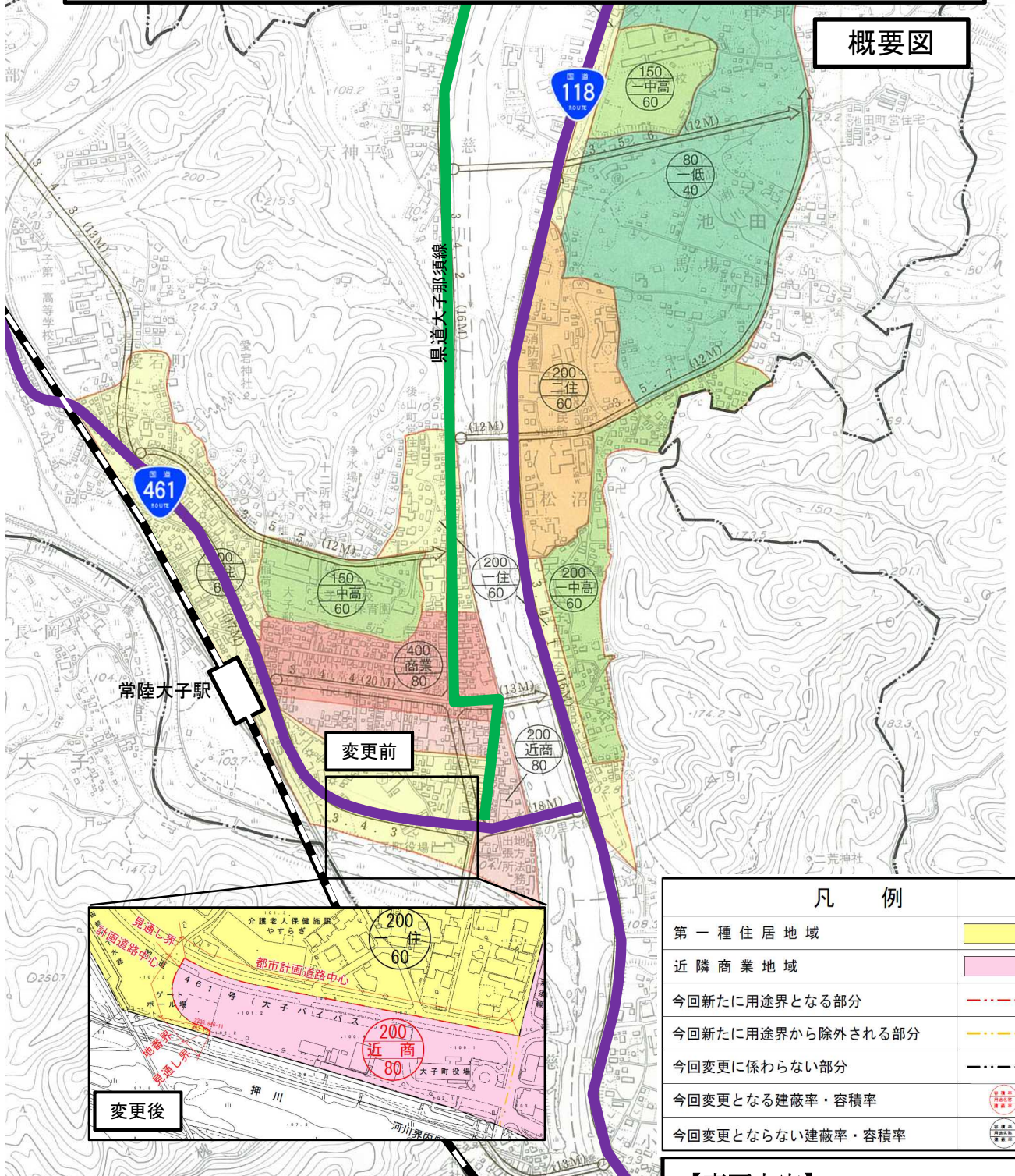
「種類、位置及び区域は計画図のとおり」

理由

大子まちなかビジョンにおいて定める、防災力のあるまちづくり及び賑わいのあるまちづくりを実現するために、用途地域の変更を行うものである。

大子都市計画 用途地域の変更(大子町決定)

概要図



【変更理由】

大子まちなかビジョンにおいて定める、防災力のあるまちづくり及び賑わいのあるまちづくりを実現するために、用途地域の変更を行うものである。

【変更内容】

- 第一種住居地域
約26ha → 約24ha
- 近隣商業地域
約 5.4ha → 約7.0ha